

「教職員の児童生徒への接し方に係る校内ルール」について

県立神戸聴覚特別支援学校

1 児童生徒との携帯電話、スマートフォンでの通話及びメール・SNSの使用について

(1) 携帯電話、スマートフォンでの通話連絡について

- ① 児童生徒への通話での連絡は、生徒の携帯電話に行わず、学校の固定電話から家庭の固定電話または保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ② 児童生徒からの連絡は、学校の固定電話に連絡するように指導する。
- ③ 緊急連絡等を必要とする場合や早急に居場所等を特定する場合は、この限りではない。

(2) メール・SNSでの連絡について

- ① 児童生徒へのメール・SNSでの連絡は、教育活動（部活指導・部活指導等）で、かつ関係児童生徒全員に関わる場合に限る。また、個人的な指導や私的なやりとりは行わない。
- ② 校外での教育活動の必要時であっては、事前（事後）に管理職への報告を行う。
- ③ 教育活動に関わる場合であっても、保護者に誤解を受けることのないように努めるとともに、その内容に複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化を図る。
- ④ 児童生徒からの連絡についても、上記（2）③と同様に対応する。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 面談や相談等は、電話やメール、SNSを使用して行わない。
- ② 原則として、校内または保護者在宅時の児童生徒宅で実施する。
- ③ 組織的に対応する。特に、突発的な個人面談や相談については、教職員間の情報を密にし、個人で対応しないようにする。
- ④ 1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑心を受けない配慮をする。

3 教職員の自動車への児童生徒の乗車について

- ① 自家用車には児童生徒を乗車させない。
- ② やむを得ず児童生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可と保護者への承諾を得る。

4 その他

- ・ 上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合には、管理職の許可を得て対応する。

（附則）この校内ルールは、平成31年4月1日より実施する。